

東京都立芝商業高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

学校は、国の「いじめ防止対策推進法」第13条により「学校いじめ防止基本方針」の策定及び第22条により「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置が義務付けられました。

I 学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるようにしなければならない。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、そして、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒に十分理解させるようにすることが必要である。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることから、学校は、東京都教育委員会、地域、家庭その他の関係者と連携し、いじめ問題を克服することを目指していかななければならない。

2 基本方針の策定

いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定しなければならない。

(第11条～13条)

(1) いじめ防止のための取組（未然防止のための取組等）

学校は、全校集会・学年集会・各ホームルームにおいて、いじめ等の防止の取り組みを行う。

また、個別面接の時や養護教諭及びスクールカウンセラーからの情報やアンケートの実施などにより早期発見に努める。その中で、いじめと認識した場合は、学校いじめ対策委員会が早期に対応を行う。

(担任など)

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気クラス全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを阻止する仲裁者への転換を促す。
- ・先生方の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うこと。
- ・一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

(養護教諭)

- ・学校の教育活動のさまざまな場面で「命の大切さ」を取り上げる。

(生徒指導担当)

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。

(管理職)

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。
- ・教員の資質能力向上を図るため、校内研修や都が実施する研修会に参加させる。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処するため、「学校いじめ対策委員会」及び「学校サポートチーム」を置く。

「学校いじめ対策委員会」は、生活指導委員会に養護教諭とカウンセラーを加えて構成する。

毎月1回定例会を開き、情報交換を行い、情報を共有する。

「学校サポートチーム」は、学校運営連絡協議会内に設置する。

年3回定例会を開き、「学校いじめ対策委員会」の報告を受け、情報の共有を図る。

これらの組織は、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに当該組織に報告・相談する。

また、当該組織は、学校の基本方針の策定や見直し、学校が定めたいじめの取り組みが計画通りに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどPDCAサイクルで検証を行う。

(2) いじめの早期発見の措置 (いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない)

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策の組織を中核として、校長の下、一致協力体制を確立し教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進しなければならない。

(担任等)

- ・日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く保つ。
- ・休み時間や放課後の生徒との雑談等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談などの機会を活用し、教育相談を行う。

(養護教諭)

- ・保健室を利用する生徒との雑談の仲で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みなどを聞く。

(生徒指導担当)

- ・定期的なアンケート調査を計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラーによる相談室の利用や電話相談窓口について周知する。
- ・校内巡回等において子供が生活する場の異常の有無を確認する。

(管理職)

- ・生徒および保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことのできる体制を創る
- ・教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に確認する。

(3) いじめのに対する措置（早期対応）

①情報を集める

(担任等、養護教諭)

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯の傾聴する。
- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取り方、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合、同時刻にかつ個別に聞き取りをおこなう。
- ・教職員、生徒、保護者、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

→いじめられた生徒やいじめた生徒への対応

→その保護者への対応

→教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等

- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、即時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③—A 子供への指導・支援を行う

【いじめられた生徒に対応する教員】

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族など)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

【いじめた生徒に対応する教員】

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境を確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩みなど)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

【担任等】

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を
行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをとめさ
せることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であ
ることを理解させる。

【組織】

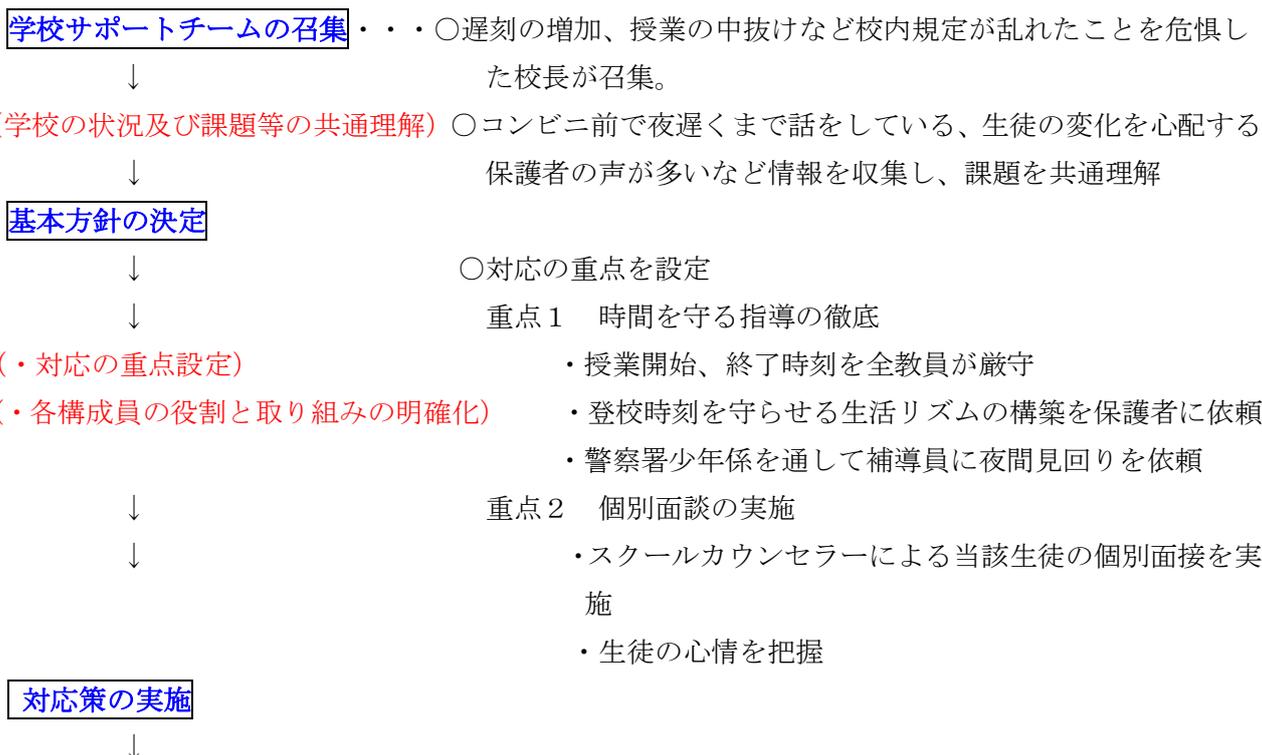
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者などの協力を得るなど、対応に困難が
ある場合のサポート体制を整える。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援
を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学、進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③—B 保護者と連携する

【学級担任を含む複数の教員】

- ・家庭訪問（加害・被害とも。また、担任を中心に複数人数で対応）により、迅速に事実関係
を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う、
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の
不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切
に提供する。

* 学校サポートチームの取組例（未然防止の取組例）



(チーム各構成員の役割に応じた
取組の実施)



生徒の変容や成果の検証

(生徒の変容の共通理解)
(積極的な活動への発展)

- 時間を守る指導の徹底により、遅刻、授業の離席の減少
- スクールカウンセラーの面談により、学業への不安、保護者への不満などから、反抗的になっていたことを把握
- 指導の更なる充実を図るため具体策を検討
- チーム会議で生徒の変容と今後の方針を検討
 - ・特定の生徒への継続的な指導や支援の実施
 - ・校内規範の確保に関する指導を継続

* 学校サポートチームの取組例 (問題行動の取組例 1)

生徒間暴力への対応



学校サポートチームの召集

状況の確認・基本方針の決定



→ 当該生徒の実態に応じた個別のサポートチームを編成して組織的に対応

個別のサポートチームの編成



役割分担・具体的な



行動の明確化

- 校内での生徒間暴力の発生
 - ・当該生徒は、担任による個別指導を繰り返している生徒
- 校長は、組織的対応が必要であると判断し、サポートチームを召集

- ・当該生徒の状況、指導の経緯、課題等について共通理解
- ・当該生徒がグループで地域を徘徊している等の情報収集
- ・基本方針の決定

- 個別のサポートチーム会議の開催
 - ・当該生徒への指導の経緯と指導方針についてチーム構成員の共通理解
 - ・スクールサポーターによる対応について協議
 - ・当該生徒の状況の改善に向けたチーム構成員の役割と具体的な行動の明確化

それぞれの役割に応じた対応

継続した対応の実施

方針等の検証と改善

定期的な連絡会の開催

- チーム各構成員が相互に連絡を取り、役割に応じて、当該生徒及び保護者に対応
- 個別のサポートチーム会議の定期的な開催
 - ・対応の状況、当該生徒の変容、方針の変更や役割分担の見直し等について協議し、継続した対応を実施

* 学校サポートチームの取組例 (問題行動の取組例 2)

万引きへの対応



繰り返す行動

- 生徒が万引きをしたと、警察からの連絡
 - ・当該生徒は、過去にも万引きをしており、本人への指導

は行っているが、保護者の協力が得られない状況
○校長は、関係機関や地域との連携による対応を行うため、サポートチームを召集

学校サポートチームの召集

- ↓ 状況の確認
- ↓ 基本方針の決定
- ↓

- チーム会議の開催
 - ・当該生徒の学校内外での様子、家庭の状況などの情報を共有し、対応策を協議
- 対応策1 生徒の保護者に関わることができる人の決定
- 対応策2 生徒への心理的な支援の計画的な実施
- 対応策3 地域への店舗から学校への信頼の回復

学校サポートチームの活動

- ↓ 役割分担による具体的な
- ↓ 行動の継続
- ↓

- チーム構成員の役割に応じた対応の実施
 - ・保護者が来校できる日、時間の確保
 - ・スクールカウンセラーによる計画的なカウンセリングの実施
 - ・学区内店舗の定期訪問の実施
 - ・PTAによる啓発行動の実施

計画的・継続的な取組

- 継続した対応の実施
- 方針等の検証と改善
- 定期的な連絡会の開催
- 保護者と学校との連携の構築
- 定期的なカウンセリングによる生徒の安定
- 近隣店舗から学校への信頼回復

(4) 重大事態への対応

ここに重大事態とは、(ア) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (イ) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき の二点である。(ア) については、生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等重大な被害を受けた場合・精神性の疾患を発症した場合などのケースがある。(イ) の「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合は、迅速に調査する必要がある。

また、保護者や生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告などに当たる。

*重大事態とは

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

③重大事態の報告

校長は、東京都教育委員会に報告をしなければならない。

④調査（重大事態への対処のため）

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と学校の設置者（教育委員会）が主体となっていく場合がある。学校が主体となっていく場合でも、学校の設置者は必要な指導や人的措置を含めた適切な支援を行う。

この調査は、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」など客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

⑤調査を行うための組織について

「学校いじめ対策委員会」による調査を原則とするが、当該重大事態の性質に応じて「学校サポートチーム」が支援する。

⑥調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめ防止対策推進法第23条第2項により、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を持つ。また、情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で報告があることが望ましい。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、東京都教育委員会を通して東京都知事に報告しなければならない。

（いじめの定義）いじめ防止対策推進法による

この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となつた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- * 「いじめ」の判断・・・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられていた生徒の立場に立つことが重要である。この場合、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- * 「一定の人間関係」・・・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- * 「物理的な影響」・・・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことをしらずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等についても、適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめにあつたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。具体的には、好意から行

った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

☆具体的ないじめの態様について

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に相談・通報のうえ、警察と連携した対応が必要である。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人への育み、いじめを生まない土壌をつくることが重要である。

このため教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。